

栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済契約約款

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 共済契約の締結等(第3条—第13条)
- 第3章 掛金(第14条—第21条)
- 第4章 退職手当金(第22条—第30条)
- 第5章 共済契約者の届出(第31条—第36条)
- 第6章 雜則(第37条—第43条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済契約約款(以下「共済約款」という)は、財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団寄附行為(以下「寄附行為」という。)第4条第1号に規定する退職手当共済事業を行うため、寄附行為第30条の規定により経営者と共済財団との共済契約について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この共済約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設

社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和36年法律第155号以下「共済法」という)第2条第1項に規定する施設のうち国及び地方公共団体以外のものが経営する施設及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条に定める施設及び県又は他の地方公共団体からの委託又は財政的援助を受け社会福祉事業を行う施設等で栃木県内に所在する施設をいう。

(2) 共済財団

財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団をいう。

(3) 経営者

社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者をいう。

(4) 職員

経営者に使用され、かつその者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する有給の者をいう。ただし、1年未満の期間を定めて使用される者を除く。

(5) 共済契約

経営者が、寄附行為及びこの共済約款の定めるところにより、共済財団に掛金を納付することを約し、共済財団がその経営者に使用され、かつ共済財団に登録されている者について寄附行為及びこの共済約款の定めるところにより、退職手当金を支給することを約する契約をいう。

(6) 共済契約者

共済契約の当事者である経営者をいう。

(7) 被共済職員

共済契約者に使用されている職員であって、就業規則、労働協約等により、退職手当共済制度の受益者とされ、共済財団に登録されている職員をいう。

(8) 最高年齢者

被共済職員で年齢65歳に達した職員をいう。

(9) 退職手当金

退職年金、退職一時金及び年金に代えて支給する一時金をいう。

(昭和57.4.1一部改正) (平成10.11.24一部改正) (平成20.4.1一部改正)

第2章 共済契約の締結等

(共済契約の締結)

第3条 共済契約は、寄附行為及びこの共済約款によって締結する。

(共済契約の債務の範囲)

第3条の2 共済財団が、共済契約に基づき負担する債務は、共済契約者から掛金を納付することにより預託された資産の限度内において履行の責任を負うものとする。

(平成20.4.1一部改正)

(被共済職員となる者の最高年令)

第3条の3 新たに被共済職員となる者の年令を65歳未満の者とし65歳に達した者は被共済職員となることができない。

(昭和57.4.1一部改正) (平成20.4.1一部改正)

(共済契約の申込み)

第4条 共済契約の申込みをしようとする経営者は、使用している職員について被共済職員となることの承諾を得て、次に掲げる事項を記載した退職手当共済契約申込書(以下「契約申込書」とい。) (様式1)及び別に定める付票を添えて共済財団に提出しなければならない。

(1) 申込者の住所又は所在地、団体の名称及び代表者職氏名

(2) 社会福祉施設の名称、所在地及び連絡先

(3) 共済法の規定による退職手当共済締結の有無

(4) 職員の氏名、被共済職員となることの承諾印、性別、生年月日、就業形態の別、職種コード及び申込みの日の属する月の本俸月額又は日額給与

(5) 職員のうち第11条の規定によって共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなったことがある場合には、その者の氏名及びその者が共済契約解除のときに勤務していた施設名
(平成21.4.1一部改正)

(共済契約締結の拒否)

第5条 共済財団は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒否してはならない。

(1) 共済契約の申込者が第11条第1項第2号の規定により共済契約を解除されその解除の日から起算して6ヶ月を経過しないものであるとき

(2) 共済契約の申込者が以前に掛金未納のため共済契約を解除されたもので、従前の掛金(延滞金を含む)がいまだに納入されていないとき

(3) 共済契約の申込者がその使用する職員に対する給与の支払いを怠っているとき

(4) 契約申込書に虚偽の記載が行なわれているとき

(契約の成立及び効力の発生)

第6条 共済契約は共済財団が共済契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生じる。

(被共済職員の登録)

第7条 共済財団は、共済契約の申込みを承諾したときは、その契約に係る職員を被共済職員として

被共済職員台帳(以下「台帳」という)に登録しなければならない。

(承諾の通知)

第8条 共済財団は、共済契約の申込みを承諾したときは、栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済契約証書(以下「契約証書」という。)(様式2)に寄附行為及び共済約款を添えて、これを申込者に送付しなければならない。

(平成21.4.1一部改正)

(契約締結拒否の通知)

第9条 共済財団は、共済契約を拒否したときは、その理由を付して、その旨を申込者に文書で通知しなければならない。

(被共済職員の異動)

第10条 共済契約者は、新たに被共済職員となろうとする者があるときは、その者について、第4条 第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する事項を記載した被共済職員追加申込書(様式3)及び別に定める付票を添えて共済財団に提出しなければならない。

2 共済財団は、前項の規定による被共済職員追加申込書を受理したときは、契約(追加変更)証書(様式4)を申込者に送付しなければならない。

3 共済契約者は、被共済職員から被共済職員でなくなること(以下「脱退」という)の申出があつたとき、又は被共済職員が第22条に規定する退職をしたときは、その者について次に掲げる事項を記載した被共済職員脱退届(様式5)又は被共済職員退職届兼退職手当支払請求書(様式6)を共済財団に提出しなければならない。

(1) 氏名、生年月日、脱退の場合は脱退承諾年月日および承諾印

(2) 脱退又は退職の理由及び年月日

(3) 退職の場合は、退職手当金の請求に関し第26条で定める事項

4 前項の規定により脱退の届出があつたときは、共済財団が被共済職員脱退届を受理したときから被共済職員の地位を失う。

5 共済財団は、第3項に規定する被共済職員脱退届又は被共済職員退職届兼退職手当支払資金請求書を受理したときは、その者を台帳から抹消しなければならない。

6 第6条ないし前条の規定は第1項の規定を適用する場合に準用する。

(平成21.4.1一部改正)

(共済財団の行なう契約の解除)

第11条 共済財団は次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除する。

(1) 共済契約者が経営者でなくなったとき(ただし、第25条第2項に規定する場合を除く)

(2) 共済契約者が納付期限後3ヵ月以内に掛金を納付しないとき

2 共済財団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者が第31条ないし第35条に規定する届出をせず、又は偽りの届出をしたとき

(2) 共済契約者又はその代理人、使用人その他の従業員が第37条に規定する立入検査に際し、検査員の質問に答えず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条同項の立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき

3 共済財団は、前2項の規定により共済契約を解除したときは、その契約にかかる被共済職員にその旨を通知しなければならない。

(共済契約者の行なう契約の解除)

第12条 共済契約者は、すべての被共済職員の承諾を得たときは、共済契約を解除することができる。

ただし、未払いの掛金がある場合は、これを完納するまで解除することができない。

- 2 前項の規定による共済契約の解除は、共済契約解除申出書（様式7）に被共済職員の承諾があつたことを証する書類を添え、共済財団に提出しなければならない。
(平成20.4.1一部改正) (平成21.4.1一部改正)

(契約解除の効力及び契約解除金)

第13条 共済契約の解除は、将来に向ってのみ効力を生じる。

- 2 共済財団は、第11条ないし第12条により契約の解除をしたときは、共済契約者が契約の解除までに納入した被共済職員掛金及び経営者掛金に100分の50を乗じて得た額の合計額を共済契約解除承認通知書（様式8）により、契約解除金として共済契約者に返還する。
(平成20.4.1一部改正) (平成21.4.1一部改正)

第3章 掛金

(掛金の納付及び掛金納付状況等の通知)

第14条 共済契約者は、共済契約を締結した日の属する月から共済契約の効力がなくなった日の属する月まで掛金を毎月共済財団に納付しなければならない。

- 2 共済財団は、毎年度、前項の規定による掛金納付状況及びの掛金累計額を別に定める共済掛金納付状況通知書により、会計年度末又はその直近の月末現在で共済契約者に通知しなければならない。
(平成21.4.1一部改正)

(掛金の額)

第15条 掛金の月額は、共済契約者が使用している各被共済職員の当該月の次条に規定する掛金基準給与額に1,000分の55(以下「掛金率」という)を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、被共済職員が職務に従事しなかつたため本俸を支給しなかつた月又は65歳に達した日の属する月の翌月以降の月は、その者にかかる掛金は算入しない。

- 2 前項に規定する掛金率は、退職手当共済制度の財政の健全化と掛金の適正化を図るため少なくとも3年ごとに収支の状況の再計算を行ない、財政状態に応じて変更することができる。
3 第1項ただし書きによる被共済職員の掛金を算入しない理由が業務にかかる災害若しくは休職・育児休暇等やむを得ない事由により、職務に従事しないものである場合は、共済契約者は遅滞なく共済財団に対し、休職・育児休暇等届（様式9）に事実を証する書類を添えて提出しなければならない。
4 前項の規定による休職・育児休暇等届を提出している被共済職員が復職し職務に従事した場合は、共済契約者は、遅滞なく共済財団に対し、休職・育児休暇等復職届（様式10）を提出しなければならない。
(昭和52.4.1一部改正) (昭和57.4.1一部改正) (平成7.4.1一部改正) (平成17.4.1一部改正)
(平成20.4.1一部改正) (平成21.4.1一部改正)

(掛金基準給与額)

第16条 掛金基準給与額は、被共済職員の毎年4月分本俸(日額給与のものについては、毎年4月中の最高の日額給与に21を乗じて得た額をもって本俸とみなす。以下同じ)を基準として、別表1の区分により定める。

- 2 前項に規定する掛金基準給与額は、その年の4月から翌年3月までの各月の掛金基準給与額とする。
3 新たに被共済職員となった者の掛金基準給与額は、被共済職員となった日の属する月の本俸を基準として第1項の規定に準じて定める。

4 前項に規定する掛金基準給与額は、被共済職員となった日の属する月から翌年3月までの各月の掛金基準給与額とする。

(昭和52.4.1一部改正)(昭和52.4.16一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(掛金の納付方法及び納付期限)

第17条 共済契約者は、当該月分掛金を翌月の末日までに、金融機関口座引落又は共済財団が別に定める納付書により共済財団の指定する金融機関に払込まなければならない。但しその日が休日の場合はその翌日とする。

(平成17.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(納付期限の延長)

第18条 共済財団は、共済契約者が災害その他やむを得ない理由により掛金を納付することができないときは、その納付期限を延長することができる。

2 前項に規定する掛金の納付期限の延長を申請しようとするものは、その理由及び希望する期限を記載した申請書を共済財団に提出しなければならない。

3 共済財団は、掛金の納付期限を延長したときは、遅滞なく、その旨及び延長期限を共済契約者に文書で通知しなければならない。

(延滞金)

第19条 共済契約者は、掛金を納付期限までに納付しないときは、延滞金を納付しなければならない。ただし、次項の規定により計算した延滞金の額が1,000円未満であるときはそのかぎりではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、掛金の額につき年利10.75%の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とする。

3 前項の規定によって計算して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(昭和52.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(被共済職員の掛金)

第20条 被共済職員は、第15条に定める掛金のうち、自己にかかる掛金基準給与額に1,000分の26(以下「被共済職員掛金率」という)を乗じて得た額(以下「被共済職員掛金」という)を、被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月まで負担しなければならない。ただし、第15条第3項の規定により、休職・育児休暇等届を提出した年月又は65歳に達した日の属する月の翌月以降の月はこの限りではない。

2 前項に規定する被共済職員掛金率は、第15条第2項の規定により掛金率が変更されたときは、それに準じて変更することができる。

3 第1項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

4 共済財団は、第10条第2項の規定により被共済職員脱退届が提出されたときは、被共済職員が脱退したときまでに納付した被共済職員掛金を被共済職員脱退承認通知書(様式11)により共済契約者を通して脱退者に返還する。

(昭和52.4.1一部改正)(昭和57.4.1一部改正)

(平成1.4.1一部改正)(平成7.4.1一部改正)(平成17.4.1一部改正)

(平成20.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(被共済職員掛金の納付)

第21条 被共済職員は、共済契約者が定める日までに当月分の被共済職員掛金を自己の使用されている共済契約者に納付しなければならない。

(平成1.4.1一部改正)(平成17.4.1一部改正)

第4章 退職手当金

(退職手当金支給の要件等)

第22条 被共済職員が退職（被共済職員が第11条第1項第2号、同条第2項各号又は第12条第1項の規定による共済契約の解除若しくは脱退以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ）したときは、共済財団は退職手当金の支払資金（以下「退職手当支払資金」という）を共済契約者に交付し、共済契約者はその者（退職が死亡によるときであるときは、その遺族）に退職手当金を支給する。

（昭和61.4.1一部改正）（平成1.4.1一部改正）

（退職年金）

第22条の2 被共済職員期間20年以上の被共済職員が、満65歳以上で退職（死亡による退職を除く。）したときは、共済財団は退職年金を支給する。

- 2 年金給付の期間は、被共済職員が退職した日の属する月の翌月から10年間とする。
- 3 年金給付は、毎年2月、5月、8月及び11月末日までにそれぞれ前月までの分を支給する。ただし、第1回目の年金支給日は、支給事由の発生した日の翌月以降最初の支給日とする。
- 4 退職年金を受給する権利を有する者（以下「年金受給権者」という。）が、年金支給開始後に死亡したときは、第2項に定める期間から年金の支給済み期間を控除した期間（以下「残余支給期間」という。）について、遺族に引き続き同額の年金を転給する。

（平成10.11.24追加）

（退職年金の計算）

第22条の3 前条第1項に規定する年金の月額は、第23条の規定により計算される退職一時金の額を、別表4に定める残余支給期間10年の年金現価率で除した額とする。

- 2 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- （平成10.11.24追加）

（退職一時金）

第22条の4 第22条の2第1項に規定する要件に達しないで被共済職員が退職したときは、共済財団は退職一時金を支給する。

（平成10.11.24追加）

（退職一時金の計算）

第23条 退職一時金の額は、退職した日の属する月の掛金の基礎となった別表1に掲げる掛金基準給与額に被共済職員期間に応じた別表2に定める支給率を乗じて得た額とする。ただし、この額が退職したときまでに納入した被共済職員掛金の合計額に達しない場合は、被共済職員掛金の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被共済職員が65歳以上で退職したときは、65歳に達した日の属する月の掛金の基礎となった掛金基準給与額に被共済職員期間に応じた別表2に定める支給率を乗じて得た額（この額が65歳に達した日の属する月までに納入した被共済職員掛金の合計額に達しない場合は、被共済職員掛金の合計額とする。）（以下「退職手当金確定額」という。）と、その額に65歳に達した日の属する月の翌月から退職した日の属する月までの期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 昭和62年3月までの期間については1年につき5%
- (2) 昭和62年4月から平成9年9月までの期間については1年につき3%
- (3) 平成9年10月以降の期間については1年につき1%

- 3 被共済職員期間が1年に満たないで退職した場合若しくは1年に満たないで65歳に達した場合は、

第1項又は前項の規定にかかわらず、それまでに納入した被共済職員掛金の合計とする。ただし、65歳以上で退職した場合は、前項の例に準じた加算金を支給する。

(昭和49.4.1一部改正)(昭和57.4.1一部改正)(平成9.10.1一部改正)(昭和62.4.1一部改正)
(平成1.4.1一部改正)(平成10.11.24一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(年金に代えて支給する一時金)

第23条の2 年金受給権者が、年金支給開始前に年金の一時払いを請求したときは、第22条の2第1項の規定にかかわらず共済財団は年金の支給に代えて一時金を支給する。

2 年金受給権者が、年金支給開始後、次の各号の事由により年金の一時払いを請求し、共済財団がこれを認めたときは、年金の支給に代えて一時金を支給することができる。ただし、第3号から第6号までの事由については、年金支給開始後3年以内に限る。

- (1) 災害
- (2) 重病、後遺症を伴う重度の心身障害(生計を1つにする親族の重症病、後遺症の伴う重度の心身障害又は死亡を含む。)
- (3) 住宅の確保
- (4) 生計を1つにする親族(配偶者を除く)の結婚又は進学
- (5) 債務の弁済
- (6) その他の各号に準ずる事由

3 年金受給権者が、年金支給開始後死亡し、遺族が年金の一時払いを請求したときは、第22条の2第4項の規定にかかわらず、年金の支給に代えて一時金を支給する。

(平成10.11.24追加)

(年金に代えて支給する一時金の計算)

第23条の3 前条第1項に規定する一時金の額は、第23条の規定により計算して得た額とする。

2 前条第2項及び第3項の規定による一時金の額は、当該年金月額に残余支給期間に応じた別表4に定める年金現価率を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(平成10.11.24追加)

(遺族の範囲及び順位)

第24条 第22条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号の規定に該当しない者

2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号の規定する順序による。

この場合において父母については養父母、実父母の順により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順による。

3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、退職手当金はその人数によって等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

第25条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となった日の属する月から、被共済職員でなくなった日の属する月までこれを算入する。ただし第20条第1項ただし書きの規定によりその者が被共済職員掛金を納付することを要しない月があるときは、その月は被共済職員期間に算入しない。

- 2 社会福祉施設の経営者に変更を生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで共済契約者であり、かつ、変更後の経営者がその変更時から変更前の共済契約を引き続き継続することを承諾したときは、経営者の変更前の被共済職員は、引き続き変更後の経営者にかかる被共済職員であったものとみなす。
- 3 被共済職員であった者が退職した場合においてその者が退職手当金の支給をうけずに退職日の前日から起算して1月以内に、再び継続の被共済職員となることが共済契約者間で合意され、共済契約者間継続職員異動届(様式12)が共済財団に提出されたときは、その間引き続き被共済職員であったものとみなす。
- 4 前項の共済契約者間継続職員異動届を受理したときは、関係する共済契約者に対し、被共済職員継続異動承諾書(様式13)を遅滞なく送付するものとする。
- 5 引き続き1年以上被共済職員であった者が、第11条第1項第2号、同条第2項各号又は第12条第1項の規定によって共済契約が解除されたことによって被共済職員でなくなった場合において、その者が被共済職員でなくなった日から起算して5年以内にさらに被共済職員となり引き続き1年以上被共済職員であったときは、前後の各期間につき前3項の規定によって計算した被共済職員期間を合算する。
- 6 被共済職員期間(前項の規定により2以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共済職員期間)に1年未満の端数がある場合には、6ヶ月以上は切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てる。
(昭和49.4.1一部改正)(昭和57.4.1一部改正)(平成1.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)
(平成23.6.1一部改正)

(退職手当金の請求)

第26条 退職手当金を請求しようとする被共済職員は、氏名、生年月日、退職年月、退職理由、決定通知書等送付先の住所及びその他必要事項を記載した書類を退職したときの共済契約者に提出しなければならない。

- 2 共済契約者は、退職した被共済職員に退職手当金を支払うため、退職手当支払資金を請求しようとするときは、共済契約者の住所、氏名、退職手当支払資金の受領方法及び前項に規定する被共済職員に関する事項を記載した被共済職員退職届兼退職手当支払資金請求書(様式6)を共済財団に提出しなければならない。
- 3 退職手当金を請求しようとする者が被共済職員の遺族であるときは、前2項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 死亡診断書その他被共済職員の死亡を証する書類
 - (2) 請求者と死亡した被共済職員との身分関係を明らかにできる戸籍の謄本又は抄本(請求者が届出をしていないが被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を明らかにできる書類)
 - (3) 請求者が第24条第1項第2号又は第3号に掲げる者であるときは、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにできる書類
 - (4) 請求者が死亡した被共済職員の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにできる書類
- 4 退職手当金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、退職手当金の請求は連名で行なわなければならない。
- 5 退職手当金の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者の相続人が退職手当

金の請求をしようとするときは、前4項の規定によるほか、第1項及び第2項の請求書には、その相続人がその退職手当金の支給を受けることのできる者の相続人であることを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(昭和52.4.1一部改正)(平成1.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(退職手当金の決定通知)

第27条 共済財団は、退職手当支払資金を交付しようとするときは、退職手当金の額及びその内訳を記載した決定通知書(様式14、様式15、様式16、様式18、様式20及び様式22)により共済契約者に通知するとともに、退職者にも通知しなければならない。

(平成1.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(交付の差止め)

第28条 共済財団は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、その退職の日の属する月までの掛金を納付するまでは、その退職にかかる退職手当支払資金の交付を差し止めることができる。

(平成1.4.1一部改正)

(支給の制限)

第29条 被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準すべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。ただし被共済職員が退職したときまでに納付した被共済職員掛金については支給する。

2 被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。

被共済職員の死亡前に、その者の死亡によって退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者も同様とする。

(昭和52.4.1一部改正)(平成1.4.1一部改正)

(譲渡等の禁止)

第30条 退職手当金の支給を受けるべき権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第5章 共済契約者の届出

(経営者でなくなった場合の届出)

第31条 共済契約者は、経営者でなくなったときは、遅滞なく、その旨及び経営者でなくなった年月日を記載した届書を共済財団に提出しなければならない。

(被共済職員の状況届出及び納付通知)

第32条 共済契約者は、毎年4月1日現在における被共済職員について、次に掲げる事項を記載した被共済職員状況届(様式23)をその年の4月10日までに共済財団に提出しなければならない。

(1) 氏名及び生年月日その年の4月分本俸等

(2) 削除

2 共済財団は、被共済職員状況届により共済掛金額(月額)を速やかに決定し、その年度に納付する共済掛金額を共済掛金決定通知書(様式24)により通知しなければならない。ただし、被共済職員の追加変更により契約に変更が生じた場合はその都度通知するものとする。

(昭和52.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(被共済職員最高年齢者の届出)

第32条の2 共済契約者は、被共済職員が、第3条の3の最高年齢65歳に達するときは、その月の10日までにその者の氏名、生年月日及び基準給与額等を記載した被共済職員最高年齢者届(様式25)を共済財団に提出しなければならない。

2 共済財団は、前項の届出を受けたときは、速やかに退職手当金確定額を決定し、退職手当支払資金（最高年齢者）確定通知書（様式26）により共済契約者に通知しなければならない。
(昭和57.4.1一部改正)(平成21.4.1一部改正)

(共済契約者の氏名等の変更の届出)

第33条 共済契約者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかに、変更後の氏名若しくは名称又は住所及び変更年月日を記載した届書（様式27）を共済財団に提出しなければならない。

(平成21.4.1一部改正)

(被共済職員の氏名の変更の届出)

第34条 被共済職員は、その氏名を変更したときは、すみやかに、その旨及び変更の年月日を共済契約者に申し出なければならない。

2 共済契約者は、前項の申し出を受けたときは、速やかに当該被共済職員の変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日を記載した届書（様式27）を共済財団に提出しなければならない。

(諸届)

第35条 第31条ないし前条に規定するほか、共済契約者は、被共済職員の状況に関する事項について共済財団から届出を求められたときは、速やかに、その事項を記載した届書を共済財団に提出しなければならない。

第36条 削除

(平成21.4.1一部改正)

第6章 雜則

(立入検査)

第37条 共済財団は、必要があると認めるときは、職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入って、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類等を検査することができる。

(平成1.4.1一部改正)

(被共済職員データの開示)

第38条 被共済職員又は被共済職員であった者から、保有個人データについて、書面又は口頭により開示の申出があった場合は、別に定める財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団個人情報保護規程に基づき処理するものとする。

(平成21.4.1一部改正)

第39条 削除

(平成21.4.1一部改正)

第40条 削除

(指定金銭信託契約の締結)

第41条 共済財団は、信託銀行と指定金銭信託契約を締結するとともに掛金を信託し、その管理、運

用を委託することができる。

(平成10.11.24追加)(平成21.4.1一部改正)

(資産の運用)

第42条 共済財団は、共済契約者から預託された資産を安全かつ確実に運用し、必要とする総合収益を確保するため、資産運用に関する規定等を制定し、その運用を行わなければならない。

(平成20.4.1追加)

(退職手当積立金の水準回復)

第43条 共済財団は、財務検証等により退職手当積立金の不足が明らかになった場合は、当該積立水準の回復計画を策定し、適正な水準維持に努めなければならない。

2 共済財団は、退職手当積立金の水準回復計画及びその実施状況について、共済契約者に速やかに開示しなければならない。

(平成20.4.1追加)

附 則

1 この共済約款は、昭和46年4月1日から施行する。

2 昭和46年4月末日までに被共済職員となったもので被共済職員となったときに使用されていた経営者に被共済職員となる前に職員として引き続き使用されていた場合には、その者の被共済職員期間の計算は、第25条第1項の規定にかかわらず職員となった日から起算する。ただし、職員となったときが、昭和36年10月1日以前のときは、昭和36年10月1日から起算する。

3 前項の規定により昭和46年4月末日までに被共済職員となろうとするものは、共済財団が別に定める経歴書を提出しなければならない。

附 則(昭和49.4.1)

この約款は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和52.4.1)

この約款は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52.4.16)

この約款は、昭和52年4月16日から施行し昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和57.3.29)

1 この共済約款は昭和57年4月1日から施行する。

2 第23条による別表2退職手当支給率表は、昭和57年4月1日以降の退職者から適用する。

3 昭和57年9月30日において65歳に達している被共済職員については、同日に65歳に達したものとみなして改正後の栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済約款を適用する。

別表1 退職手当掛金額表(別冊)

別表2 退職手当支給率表(別冊)

別表3 退職手当支給率表(1年未満)(別冊)

附 則(昭和61.4.1)

この約款は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62.4.1)

この約款は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成1.4.1)

この約款は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成7.4.1)

この約款は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9.7.31)

この約款は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成10.11.24)

この約款は、平成10年12月1日から施行する。

別表4 年金現価率表(別冊)

附 則(平成17.2.15)

この約款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19.11.20)

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20.10.22)

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23.5.25)

この約款は、平成23年6月1日から施行する。